

## 福島県土木部 ICT活用工事（浚渫工(港湾)）実施要領

### 1 ICT活用工事

#### (1) 概要

ICT活用工事とは、ICT浚渫工(港湾)に係る次の全ての段階において、ICTを全面的に活用する工事であり、また、ICT活用工事を現場で実施することをICT活用施工という。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ ICTを活用した施工
- エ 3次元出来形管理等の施工管理
- オ 3次元データの納品

#### (2) 各段階におけるICTの活用方法

- ア 3次元起工測量  
起工測量において、3次元測量データを取得するためにマルチビームを用いた測量を行う。
- イ 3次元設計データ作成  
アで計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。
- ウ ICT建設機械による施工  
イで得られた3次元設計データを用い、施工を実施する。
- エ 3次元出来形管理等の施工管理  
ウによる工事の施工管理において、マルチビームを用いた測量により、出来形管理を行う。
- オ 3次元データの納品  
エにより確認された3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

※ 上記のア～オ及び監督・検査は、下記要領等により実施するものとする。

- ・マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）
- ・3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）
- ・3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）
- ・3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）

#### (3) 対象工事及び工種

ICT活用工事の対象は、次のアまたはイとする。

- ア ポンプ浚渫、グラブ浚渫、バックホウ浚渫
- イ その他、生産性の向上が認められるものとする。

### 2 ICT活用工事の実施方法

#### (1) 発注方法

国土交通省発出のICT活用工事（土工）実施要領の施工者希望Ⅱ型に準じ、ICT活用工事の発注は、発注者があらかじめ設定した工事において、ICT活用工事の対象とする条件を付して発注する。

また、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希

望があった場合は、協議により ICT 活用工事として事後設定できる。

- (2) 発注における入札公告等  
入札公告、特記仕様書等の記載例については、別途通知のとおりとする。  
なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。
- (3) ICT 活用工事実施可否の決定  
契約後の協議において、受注者からの提案により ICT 活用工事を実施することとし、ICT 活用施工を行う範囲を決定する。

### 3 ICT 活用工事実施の推進のための措置

- (1) 工事成績評定における措置  
ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工管理関係】「その他」において評価するものとする。運用に当たっては、別途通知のとおりとする。  
ただし、ICT 活用工事において、1 (1) ア～オで定めた各段階の一部でも実施しなかった工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、ICT を採用できずに情報化施工を活用した工事や ICT 活用施工を途中で中止した工事についても加点対象としない。

### 4 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 活用工事を導入し、活用できる環境整備として、次の措置を講じるものとする。

- (1) 施工管理、監督・検査の対応  
ICT 活用工事においては、別途国土交通省から発出されている出来形管理要領、及び監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。適用に当たっては、別途通知のとおりとする。  
監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上する場合を除き、受注者に従来手法との二重管理を求めない。
- (2) 3次元設計データ等の貸与  
ア 発注者は、ICT 活用工事に必要となる詳細設計において作成した3次元設計データを受注者に貸与するものとする。また、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。  
なお、3次元設計データは、3次元測量データを含む。  
イ 現行基準による2次元の設計ストックにより発注する場合、発注者は契約後の協議において3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するものとし、これに係る経費を工事費において計上するものとする。
- (3) 工事費の積算  
ア 当初契約  
発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとする。

#### イ 変更契約

契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、「ICT 活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」（※要復興係数適用）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

また、現行基準による2次元の設計ストック等により ICT 活用工事を発注し、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費については「ICT 活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」により積算し、3次元設計データ作成経費については見積書の提出を求めた上で、「見積チェックフロー」（平成30年3月20日付け29企技第1588号技術管理課長通知を準用する

こととするが、見積比較は技術管理課見積額との比較ではなく、施工歩掛決定基準に依ることとする。)に基づき積算し、ICT設計変更審査会の承認を経て設計変更する。ただし、「見積チェックリスト(案)」において、全て適正である場合、所長決裁をもって承認とすることができる。

ICT設計変更審査会の体制は次を標準とするが、各建設事務所において同等の委員会等がある場合については、それを活用してもよいこととする。

**【ICT設計変更審査会の体制】**

- ① 事務所長
- ② 次長
- ③ 各部長
- ④ 専門技術管理員
- ⑤ 各課長

**【ICT設計変更審査会の審査内容】**

見積の適切性に関する審議

審査に当たり、「見積チェックフロー」を参考にするものとする。

5 ICT活用工事に関する調査等

- (1) ICT活用工事の活用効果等に関する調査(別途指示)

ICT活用工事の活用効果等に関して調査(施工合理化調査、アンケート調査等)を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。

6 実施証明書

- (1) ICT活用工事実施証明書

発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

附則

本実施要領は、令和元年7月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。

附則

本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

参考1 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

